

# 全国農業再生推進機構規約

平成29年12月21日制定

(名称)

第1条 この組織は、全国農業再生推進機構（以下、「全国組織」という）と称する。

(目的)

第2条 全国組織は、食料自給率や自給力の向上、消費者への安全・安心な国産農畜産物の提供、多面的機能の発揮等の観点から、水田フル活用をはかり、全国段階の関係団体等が連携して、需給環境やマーケットインの取り組み等をふまえた、需要に応じた生産の取り組み等を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 全国組織の活動は次の各号に掲げるものとする。

- (1) マーケットインにもとづく実需者と産地とのマッチングの支援
- (2) 関係先との情報共有
- (3) 関係者の主体的な取組の促進
- (4) 会員間の情報交換
- (5) その他総会で決定した活動

(会員)

第4条 全国組織は、原則として事業者や事業者団体を構成員とする団体を会員として組織し、会員は別紙のとおりとする。

- 2 会員に準ずるものとして、関係法令等の学識を持つ者がアドバイザーとして参加することができる。

第5条 会員は、団体の名称、所在地および代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく全国組織にその旨を届出る。

第6条 全国組織からの脱退は会員の任意とし、会員は事務局に届出ることにより、全国組織を脱退することができる。

第7条 全国組織は、必要に応じて関係機関に対し、需要に応じた生産に向けた情報提供を求める。

(役員)

第8条 全国組織には、総会の決議により、次の役員を置くことができる。

会 長 1名  
幹事等 若干名

(事務局)

第9条 全国組織の事務局は全国農業協同組合中央会に置くものとし、事務局は次の各号で定める業務を行う。

- (1) 総会を含む会議の設営
- (2) 文書の発信
- (3) その他全国組織の運営に必要な業務

第10条 事務局の業務について会員は必要に応じ協力する。

(総会)

第11条 全国組織の会議は総会とし、年1回以上開催する。なお、必要に応じて書面での開催を可能とする。

第12条 総会の会議は、会員の2分の1以上の出席があった場合に成立する。

第13条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 需要に応じた生産の取り組みに向けた方針の決定
- (2) 第3条に定める活動の具体的内容
- (3) 会員の加入
- (4) その他全国組織の運営に必要な事項

第14条 総会による議決は、出席会員の4分の3以上の同意によるものとする。

第15条 総会の議事については、次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 議決内容および報告内容については、事務局が原則として公表する。
- (2) 協議経過については、事務局が議事録を作成し、出席会員が内容を確認し必要に応じて修正を行ったうえで原則として公表する。

(関係法令)

第16条 全国組織の運営にあたっては、関係法令に違反しないよう十分留意する。

以 上

(別紙)

### 会員等

会員 (50音順)	一般財団法人全国豆腐連合会
	一般社団法人全国農業会議所
	協同組合日本飼料工業会
	公益社団法人日本炊飯協会
	公益社団法人日本べんとう振興協会
	公益社団法人米穀安定供給確保支援機構
	国産米使用推進団体協議会
	全国稲作経営者会議
	全国加工米需要者団体協議会
	全国主食集荷協同組合連合会
	全国農業協同組合中央会
	全国農業協同組合連合会
	全国米穀工業協同組合
	日本米粉協会
	日本豆腐協会
日本米穀小売商業組合連合会	
アドバイザー	神垣 清水 (日比谷総合法律事務所)